工学研究科技術部 桂ものづくり工房規程

（目的）

第１条 この規程は、桂ものづくり工房の利用に関し必要な事項を定める。

（桂ものづくり工房）

第２条 工学研究科および工学部の教育･研究に関わる機械加工および工作、技術支援を行うために桂ものづくり工房を置く。

2 機械加工等を行う事ができる。

3 工学研究科技術部が指定した工具等を借用することができる。

4 その他の工学研究科技術部が提供するサービスを利用することができる。

5 桂ものづくり工房の運営は、工学研究科技術部が行う。

（利用資格）

第３条 桂ものづくり工房を利用する者（以下、「利用者」という）は、次の条件を満たさなければならない。

(1) 工学研究科に所属する教職員もしくは研究員であること。または、工学研究科の大学院生もしくは工学部４回生以上の学生（研究室に配属されていること）であること。

(2) 工学研究科技術部の指定する工作機械等を利用する場合は、機械運転技術講習を受講し、修了すること。

（機械運転技術講習）

第 4 条 前条の利用資格を有する者が工学研究科技術部の指定する工作機械等を安全に使用するために機械運転技術講習を定期的に開催する。

2 機械運転技術講習は、工学研究科技術部が主催する。

3 工学研究科の大学院生、また工学部の学生は、傷害保険（学生教育研究災害傷害保険：学生センター、学生総合共済「生命共済」：京都大学生協、他）に加入していなければ、機械運転技術講習を受講する事ができない。

（利用条件）

第５条 利用者は、次の条件の下で桂ものづくり工房を利用するものとする。

(1) 利用者が怪我をした場合、その責任は指導研究室が負うものとする。

(2) 利用者が故意または重大な過失により、工作機械その他の設備を損傷したときは、指導研究室の責任において原状に復旧させなければならない。

(3) 加工等に必要な材料は、原則として利用者が用意すること。

（利用予約手続）

第 6 条 工学研究科技術部の指定する工作機械等の利用者は、次の手続きにより利用予約を行うこと。

(1) 利用予約画面等に必要事項を入力の上、前営業日の午後 5 時までに申請する。

(2) 予約を取りやめる、または変更する場合には、必ず事前に連絡すること。

2 当日予約は認めない。

3 予約は原則として、連続 2 時間以内とする。ただし、3D プリンタおよびレーザ加工機については連続 2 時間を超える予約を認める。また、3D プリンタの予約は 1 日あたり 1 件のみとする。

4 予約時刻になっても利用者が現れない場合、工学研究科技術部の判断で予約を取り消すことがある。

（利用日時等）

第 7 条 桂ものづくり工房を利用できる日時は、1 月 4 日から 12 月 28 日までの、平日（ただし、月曜日、教職員の週休日および休日を除く）、午前 9 時 30 分から午後 5 時まで（ただし、午後 0 時から午後 1 時を除く）とする。

2 機械のメンテナンスなど、臨時に利用できない日時を設定することがある。

(遵守しなければならない事項)

第 8 条 桂ものづくり工房の利用にあたって、利用者は次の各号を遵守すること。

(1) 利用に際しては、学生証もしくは認証 IC カード（職員証）を携行すること。

(2) 許可された工作機械以外には触れないこと。

(3) 借用を許可されたもの以外の物品類の室外への持ち出しは禁止する。

(4) 桂ものづくり工房内での飲食・喫煙は禁止する。

(5) 工学研究科技術部の指定する工作機械等を用いて作業を行う場合、機械運転技術講習修了証を常に携行し、技術部担当者の指示に従うこと。

(6) 前号の作業を行う場合、機械運転技術講習時に準ずる服装で臨むこと。

(7) 本条第 5 号の作業終了後、使用した機械および周囲の清掃を行い、工具類を元の場所に返却すること。

（利用規程の変更）

第 9 条 工学研究科技術部の技術室会議は必要に応じ、桂ものづくり工房の利用規程を変更できるものとする。

（附則）
この規程は、平成 23 年 5 月 17 日から施行する。

（附則）
この規程は、平成 28 年 5 月 24 日から施行する。

（附則）
この規程は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

（附則）
この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

（附則）
この規程は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

（附則）
この規程は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。

（附則）
この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（附則）
この規程は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する